

## NOTE

とくに重要である。最も一般的には次のような動きの中、土地要因の実態を捉えねばなるまい。

### 地域農業構造の観察 (二)

(ii)

既に利用されている土地の産業間相互の利用転換 (第2段階)。

(i)

既に利用されている土地の産業間相互の利用転換 (第2段階)。

渡辺兵力

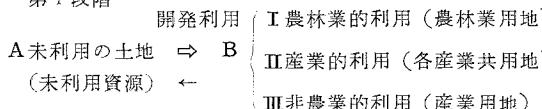
#### 一、土地要因の観察

(i) 土地は労力と共に地域農業構造を構成する重要な構造要因である。これの観察はどのような問題意識から、どのような点について行なうべきであろうか。

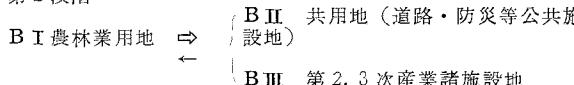
(ii) ノート(一)、二回において触れたように、ここでは地域農業構造要因（そのうちの生産要因について）の非農業部門への流出・転用現象という問題を観察の重要なよりどころとする立場をとつてきているが、この場合に、既に生産的に利用されている要因（既利用資源）の農業→非農業という動きだけを問題にしていたのは不十分といえよう。この点は土地要因の場合に

#### 土地要因の動き

第1段階



第2段階



第3段階 農林業間の利用地目相互転用,

が重要視され、農業構造問題では I  $\downarrow$  B II  $\cdot$  B III の動きが注目され、更に土地の農林業生産主

の動向が存在し（稀れにその逆行もある）、地域経済計画では A  $\downarrow$  B II  $\cdot$  B III という基本的な

内部での土地利用転換とが重要な問題になる。すなわち、「第3段階」の動きに注目しなければならない。

しかし、重要な問題意識としては、第1、第2段階の動きの中での第3段階の動向としてこの問題を捉えるべきであって、在來の見方のように、第1、第2段階を無視または軽視して、第3段階だけを抜きだしして問題視していたのでは、今日の段階の農業構造問題の捉え方としては不十分といえよう。

(b) 次に、土地要因のもつてゐる意味或は役割をどう理解するか。

(i) ここにいう「土地」は、位置と広さとを基本的属性としてもつてゐると考える。<sup>(1)</sup>

(ii) と同時に、土地を広い意味の「資源」と理解する。そして、その土地資源を構成する要素を次の六つに限定する。<sup>(2)</sup>

1 地形、2 気象、3 土壤（地力）、4 水、5 風景、6 地下資源、

(iii) 右の六要素の組み合せと、土地の基本的属性とによって、「土地」の資源としての価値が構成される。

(iv) 「土地」はその位置を移動することができない資源である。それ故に、位置が基本的に重要な意味をもつ。この場合の位置は、いわゆる経済的立地条件の良否を左右する働きをもつとともに、自然的立地条件の如何を決める要因ともなる。

(v) 「土地」はそれを生産的に利用しても、それ自身が加工・変形されて特定生産物に転化しない。土地は各種の経済活動の場所を提供する役割をもつにすぎない。ただ、育成産業的利用の場合に、土地利用の結果、土地の資源的価値を構成する地力は変動する。したがつて、土地の広さが資源的価値（天然的・潜在的生産力）を規制する重要な条件となる。

(vi) 以上のように、土地の属性或はその資源的性質を理解するならば、土地についての観察にあたり、その何を調査するべきか、が自から明らかになろう。すなわち、土地の観察は次のような事項について行なう必要がある。

#### A、土地の個性について、

- (1) 位置と広さの確認（地域の限定）
- (2) 土地資源構成各要素の実態
- (3) (1)と(2)を総合して立地条件の確認
- (4) (1)～(3)を総合して資源的価値の確認

#### B、地目構成について、

ここにいう地目とは各種の土地利用形態の総称である。地目分類（土地利用区分）はまだ必ずしも標準化されていないといえようが、とにかく、土地がどのように利用されているか（未利用地を含めて）の実態を地目別に明らかにする。究明すべき主要問題点は、(i) 未利用地と既利用地との実態、(ii) 既利用の土

地について利用形態の現状、(ア)土地利用の産業間移動（転用）の実態（見通しを含めて）、の三点であろう。何れも広さ（面積）という属性を観察の指標とする。また、地目別の利用にかかる費用、転用に伴う費用、及び利用とその転用に際しての制度・慣行、の問題を見逃すわけにいかない。

#### C、所有構成について

土地という生産要因を誰が、どのように所有しているか、そして所有の移動に関する諸条件はどうか、という問題を総括して所有構成と呼んでおく。いわゆる所有構造といつてもよい。調査すべき主要事項は、(イ)土地所有主別別の実態（地目別面積）、(ア)土地所有形態（持ち方）、(ハ)土地所有主間の所有移動の実態、(ツ)所有移動についての諸条件、等であろう。

以上の三点、土地の個性とその利用・所有の実態を究明することが土地要因観察の課題である。そして、土地を資源と理解し、資源の合理的利用という観点から、問題をみていくといふのが、ここでの主張である。

注(一) 土地を資源として理解しようという考え方について

は、拙稿「農業における自然」(『経済発展と農業問題』

所載) 参照。

(2) 土地の基本的属性として位置と広さとをあげたが、更に地目を加えて理解した方がより現実的といえるか

も知らない。とくに、農林業における土地を問題にする立場をとるときには、地目をはなれては土地を具体的に捉えられない。

#### II、事例調査地における土地

(イ) 概況、本町（長野県北佐久郡望月町）の地目別地積に関する数値は、資料によつてかなり相異

している。何れが実態であるか明らかにできないが、町当局にある一資料によると第1表の通りである。大約一万三千町歩の地積のうちで、約一万町歩が林地および原野であつて、本町の土地資源はその広さ（地積）とい

第1表 地目別・所有別地積（昭和35年）

(単位：町)

所有別 地目別	私有地	公有地	国有地	合計	百分比
農耕地	2,164	—	—	2,164	15.9
林地	4,220	3,358	87	7,665	56.8
宅地	125	—	—	125	1.3
原野	658	2,218	—	2,876	21.3
その他	—	633	—	633	4.7
計	7,167	6,209	87	13,463	100.0
百分比	53.2	46.2	0.6	100.0	

う点で恵まれているといえる。最近に至り、全地積の航空写真測量が完成したといわれるので、そのうちに現況地目別面積の実測結果がはつきりするであろう。とくに重要な農耕地面積については、町役場の総務課、税務課、及び農業委員会の三個所

で測量が完成したといわれるので、そのうちにも現況地目別面積の実測結果がはつきりするであろう。とくに重要な農耕地面積については、町役場の総務課、税務課、及び農業委員会の三個所

第2表 資料別の耕地（水田と畠地計）面積比較

(単位：町)

年 次 資 料	34年	35年	36年	37年	増	減
					(35～37年)	(35～37年)
1. 農業委員会	—	2,057.4	1,913.3	1,842.2	(—) 215.2	
2. 総務課	—	2,170.4	2,178.8	2,180.8	(+) 18.4	
3. 税務課	—	2,299.2	2,299.6	2,299.5	(±) 0	
4. 農村振興調査	—	2,164	—	—	?	?
5. 農村環境調査	—	1,986	—	—	?	?
6. 全戸調査カード	1,898.9	—	—	1,884.9	(—) 14.0	

注 6. の調査は 2,524 戸の農家について調べた結果、56 戸分

は調査未了で集計からはずしている。

3. の調査には非課税地が約 80～87 町含まれている。

その他の調査は課税だけの地積である。

に基礎資料があるが、その何れもがかなり喰い合っている。参考のため既存の調査・統計結果を一表にまとめて比較すると第2表のとおりである。すなわち、各年次の耕地面積が二、二〇〇町から一、九〇〇町と三〇〇町も相異している。これらの相異は、属地主義による集計、属人主義による集計、既存台帳による集計、聴取調査結果の集計、といった調査方法のちがいから生ずる誤差と思われるが、これだけ大きい誤差では、本町の農耕地面積の増減傾向すら判断することができない。第2表でしめしたように、昭和三五～三七年の間の耕地の増減は、農業委員会調査では二一五町の減少、総務課調査では一八町の増加になり、減ったのか増えたのか全く判らない。税務課の調査では、課税地が約五町減で非課税地がほぼ同じ程度増加した結果になつていて、この調査期間中の耕地増減に関する断片的な諸事情から判断すると、本町では実際に作付利用されている耕地面積が増加する原因はほとんど認められないから、おそらく減少傾向にある<sup>(3)</sup>と判断するのが妥当と思われるが、その減少量は全くつかめないのである。農耕地についても以上のような事情であるから、耕地以外の地目について一層明らかでない。

「土地」という構造要因の重要性からしても、基準年次の地目別・所有別の実面積を統一的に正確に捉えて、以後年々の地目間、所有者間の移動の調査・整理を行なう必要性が痛感され

る。

(2)、耕地移動。耕地の農家個々についての増減を知ることは、農業構造の変化の仕方とその方向を明らかにするために是非必要な調査事項である。農業委員会の資料が整備されていれば

第3表 昭和34~37年の間の耕地の増減

分類	項目	農家		耕 地 (町)		増 減
		戸 数	百分比	34年	37年	
A 増減ない農家	2,067 戸	83.8 %	1,539.40 町	1,539.40 (±)	0	
B 増加した農家	173	7.0	150.58	177.98 (+)	27.40	
C 減少した農家	228	9.2	208.94	167.53 (-)	41.41	
合 計	2,468	100.0	1,898.92	1,884.91 (-)	14.01	

注 2,524戸の調査結果より調査渉れ56戸を除く。

この点は容易に知ることがで  
きるはずであるが、現実には  
むずかしい。そこで、今回は  
金農家を対象とした調査カ  
ードを作成して、昭和三四年と  
三七年の耕作面積を同時に調  
べて、その間の増減を集計し  
てみた。その結果の一端が第  
3表である。全農家(約二、  
五〇〇戸)の八三%は三ヵ年  
間で耕地の増減のなかつた農  
家である。増加した農家は七  
%，減少した農家は九%であ  
った。そして、この期間では  
年平均四・七町歩の耕地が減  
少している勘定になつてい  
る。この数値の当否をこの調

査期間について検証することはできなかつたが、農業委員会の手を正式に通つた台帳地目転換(農地転用)の面積は三七年中が約五町歩、三九年中が一・三町歩であつた。この数値は事實上の転用面積よりかなり少ないと判断されるので、年間四、五町歩の耕地の減少はほぼ現実に近い数値とも思われる。

こうした農耕地の農家間の所有移動が、農家經營階層構成に  
どのように作用しているか、という点を概観するために、調査  
期間中の農家の經營階層間の移動を相關表のかたちで示すと第  
4表Aの如くである。一見して、あまり顯著な經營階層間の動  
きが認められない。第4表Bのかたちに整理すると、僅かなが  
ら五反未満層の増加、五反以上五反以下の小規模層の減少、それ  
対して一五~二〇反の中規模層の増加、更に二町以上の大規模  
層の減少という動き方をしているようみえる。ノート(1)で触  
れたように、本町の在来農業は米作と養蚕とを基幹的作目とし  
て、他にかなりの種類の商品化作目が零細な規模の副作目とし  
て各農家に、町内の各地域に散在的に導入されているのが現状  
である。したがつて本格的な商品生産農業の進展による經營層  
の近代的分化現象は表面化していないと判断される。地域農業  
構造問題としては、この点が重要な課題といえよう。すなわち  
如何なる条件が形成されば、農業經營層の近代的分化を促進  
できるか、という問題を検討しなければならない。

(イ) 地目の所有・利用の検討。農家経営階層の近代的分化の促進について、これを土地要因の側から問題にしようとするばあいに、どうい考え方をするべきであろうか。一般原則論とし

(単位: 戸)

34年	37年		3反未 満	3~5	5~7	7~1 町	1~1.5	1.5~2 上	2町以 上	計
	34年	37年								
3 反 未 滿	310	1								311
3 ~ 5	23	343	7			1	1			375
5 ~ 7	2	14	412	16		1				445
7 ~ 1 町	4	1	18	611	20				1	655
1 ~ 1.5		1	2	23	494	6			1	527
1.5 ~ 2				2	4	108				114
2 町 以 上					1	18	22		24	41
計	339	360	439	653	521	132				2,468

注 ゴチの欄が耕地の増減のなかった農家戸数。

B

規模	年次		34年	37年	増減	(35年)
	34年	37年				
5 未 滿	686	699	(+)	13	(708)	
5 ~ 10	1,100	1,092	(-)	8	(1,117)	
10 ~ 15	527	521	(-)	6	(558)	
15 ~ 20	114	132	(+)	18	(111)	
20~	41	24	(-)	17	(56)	
計	2,468	2,468	0	0	2,550	

注 ( )の中は35年のセンサス調査結果。

総戸数が本集計とちがう。

今回の調査と農家の定義が異なり、調査戸数は2,524戸であった。

第5表 林地の状況(国有地を除く)

区分	所有地目	公有地		私有地	計	百分比
		町	町			
樹種別	針葉樹林	1,411	2,371	3,782	48.0	
	広葉樹林	1,933	1,303	3,636	46.3	
	混合林	14	146	160	2.2	
	その他の	218	48	266	3.5	
	計	3,576	4,268	7,844	100.0	
用途別	用材林	1,412	2,549	3,961	49.0	
	薪炭林	1,716	1,902	3,618	45.9	
	無立木地	248	64	312	5.1	
	計	3,376	4,515	7,891	100.0	
	百分比	42.8	57.2	100		

注 樹種別面積と用途別面積とは、森林組合の資料がちがうので、合致しない。

公有地中、財産区の面積は約3,000町歩、この外に国有地が約87町ある。

本町の地目別所有・利用の概況は第1表にしめした通りである。この表の数値については問題があるが、林地・原野といふ地目が大きい割合を占め、また公有地(大半は町村合併の際に発足した旧町村有地の財産区設定を行なつた林野地である)が全体の半ば近くある。したがつて本町の土地資源利用という問

題は、本町で何らかの作目をえらび産地形成をする必要がある。そして、土地要因の問題は作目選択の重要な前提条件となる。

題では、まず第一に林野地が注目される。林野地の概況は第5表に示した。林野地七、八〇〇町歩、原野約二五〇〇町歩(二三%・第一表)はその大半が天然林である。天然林は林道その他搬出施設が完備しない限り、未利用林地ということになる。

その他という地目中にも未利用地がかなり含まれているので、本町の地積のほぼ三割強は未利用地である。本町地域が降水量の比較的少ない乾燥地であり、また林地は一、〇〇〇米以上二、〇〇〇米に及び高冷地で、杉・桧の育成には不適当で、カラマツとアカマツに育成樹種が限られている。一、五〇〇米以上は天然林地域で天然のクロキ類、カンバ類が相当蓄積しているが、まだ未開発のままで残っている。これまでの伐採跡地は比較的よく植林されているが、カラマツの連作地は生育が良好でない。私有林地の大部分は里山であって、その所有構成は零細・分散所有である。里山の現況は粗放な薪炭林地である。本町の林地の四割近くを占める財産区所有林はその地理的位置からして、林地の中で最も積極的に開発の対象となるところであるが、所有・管理主体が合併前の旧村単位の財産区であるため、本町全体の立場から資源としては扱いにくい状況にある。この財産区管理地区内に地形的条件からみて、林地利用と草地利用との競合する地域があり、しかもそこがカラマツの連作地で林相としては成績があまりよくない。他方で、その地域が国の大

規模草地造成適地に指定されている。問題になる地積は数百町歩に及ぶが、この地域の土地を今後どのように利用していくかが、本町の土地利用計画上の第一の問題点である。

農耕地面積も正確につかみえないが、水田約八〇〇町歩、畠地一、〇〇〇～一、三〇〇町歩である。この畠地の中に桑園が三〇〇町歩含まれているが、普通畑を桑園との境界、畠地の実際の利用地の境界等が甚だ不明確になりつつあるのが現状であつて、農耕地の実況が明らかでない。なお、本町はかなり広い地域で、地形、高度、田畠の比率、水の条件、交通条件等が異なる地域が多い。本町のような地域内の事情のところに、農耕地の問題を町一本に一律に扱つたのは、ほとんど実態を明らかにしえないといえよう。すなわち、町域内の農林業立地条件を再検討の上、必ずしも現況における農業形態にとらわれることなくいくつかの農林業地域を設定して、その上で各地域における農地、林地の利用・転用の問題を検討していくかねばなるまい。本町についてはまだそのような問題を検討しうるだけの調査素材が得られないが、農業構造の変化の実態及び積極的な改善計画樹立を計るには、土地要因についての以上的のような問題の検討が必要である。

ノート(一)にも触れたように、本町は第二次産業を中心とした新しい産業立地の可能性が少ない。ただ観光産業の開発余地は

残されている。しかし、観光産業的開発にも現状のままでは大きな期待がもてず、今後道路其他の条件整備の必要がある。そういう条件の一つにダムの建設という問題があり。このダム建設に関して、土地の開発・利用について興味ある問題がある。

ダム建設計画は既に数年前から話題になっていて、県営事業計画として、第一次的な測量・調査が行なわれ、建設予定地も決っている。調査の結果地盤の弱いところがあり建設費が予定を越えそうだというので、実施が未定というのが現状である。このダムができると用水源が確保でき、本町の畑地に灌漑が可能となる。本町の気候土地条件からして、もし畑地灌漑用水源が得られれば在来の農業形態を根本的に転換できるであろう。またダムの貯水池が新しい観光資源となり、それによつて本町の山地々域の潜在的観光資源が活用しうる可能性がでてくる。このようにダム建設の如何が地域の土地利用の開発・利用に決定的役割をもつてゐる点がとくに注目される。

本町の場合は、私有農耕地の私有農地への転用問題はさして問題ではなく、重要な課題は農耕地内での利用転用問題と、農地（草地を含む）と林地との間の相互的転用問題、及び農林用地と各種施設地（ダム・道路・その他施設地）との間の転用問題等であつて、それはまた個人有地、財産区有地といった所有関係の下での所有移動、利用移動、土地管理の移動の問題である。

る。その意味で、農業構造問題の解決には土地所有構造問題にまで手をつけないと、単なる経営構造の改善だけでは片づかない。また、いわゆる農業構造改善促進施策の枠内ではその事業効果があげられず「構改事業」以外の施策が併行して実施されないと、地域農業構造改善はむずかしい、というところである。

(3) 本町には三ヵ所の開拓地があつて、数年前までは開拓地で耕地の拡張が行なわれていたが、最近はその逆の耕作放棄が目立つてきている。また旧部落の方でも荒し作りや耕作放棄への動きが散見されつつあるようだが、実情は明らかでない。なお、非課税地の増加（農耕地の転用）は学校敷地・道路等の用地への転用を指している。

(4) この原則を産地形成を手段として現実化している事例として、島根県大原郡大東町の「町ぐるみ十万羽養鶏」をあげることができよう。大東町は昭和三二年から五カ年の経過を経て、養鶏部門における経営階層の両極分化が現実化した。そこで、それを契機として積極的大規模専業養鶏の育成に着手しはじめている。すなわち、構造改革のきつかけを町の農業の中に形成して、それから農業構造の改善にとりかかっているわけである。

### 三、労力と土地の動態

(i)、土地及び労力要因の地域を単位とした総量の構成と動きとを観察することが、地域農業構造の実態を知るために基本的な視点であるが、もう一つは、農家という経済主体を単位として、土地・労力二要因の構成を明らかにする必要がある。ノート[1]において、望月町の農家と非農家、すなわち地域内住民世帯数の動向については述べてきたが、地域農業構造を構成する一要因としての農家、すなわち農家層の構成の問題については十分な検討を行なっていない。

農業構造構成要因としての「農家」について何を問題にすべきであろうか。それは、(i)どのような農家（経営・家計）層でその地域の農林業生産の主体が構成されているか、(ii)そして、農家構成はどういう変化の仕方をしているか、の二点である。このうちで、「どのような農家」という課題を明らかにするための、農家の観察指標を次のように整理してみる。

A 規模指標 A<sub>1</sub> 家族規模、A<sub>2</sub> 経済規模、A<sub>3</sub> 経営規模  
B 組織指標 B<sub>1</sub> 世帯構成、B<sub>2</sub> 所得構成、B<sub>3</sub> 作目構成

A<sub>1</sub> 家族規模は世帯員数をもってとらえる。A<sub>2</sub> の経済規模は、生業經營構造の基礎指標としては前述 A・B の二指標でよからう。A<sub>3</sub> 家族規模は世帯員数をもってとらえる。A<sub>2</sub> の経済規模は、生

産・所得指標（農林生産価額、農家所得）と家計指標とによってとらえられよう。A<sub>3</sub> 経営規模は、土地面積、労働費、資本額等でとらえるべきものであろうが、実際には経営耕地面積、労働人口を代表的な指標としてよからう。これら農家の規模指標は農家経済を構成している要因、「人・土地・経済」の数量的側面を問題にしているので、各指標毎の規模階層の構成を明らかにするとともに、各規模指標相互の関連性の動向をも明らかにする必要がある。

たとえば、経営規模階層にしても、土地要因と労力要因との相関關係はどうか、その關係に変化があるかどうか、という点を明らかにしなければ、地域農業構造の変化が具体的にとらえられないであろう。そういう問題に接近するための一事例として第6表をかかげておく。このような表を時系列の資料によって作成すれば、その地域の「農家」要因からみた農業構造の変化がわかる。

組織指標のうちのB<sub>1</sub> 世帯構成とは農家世帯がどのような夫婦家族から構成されているか、すなわち一世代世帯か二世代世帯かといった区別である。B<sub>2</sub> の所得構成は農家所得の構成のことであって、いわゆる事業・兼業別農家階層構成で代表されよう。

以上の規模・組織の各指標による農家層の階層構成変化に

第6表 農家階層構成規模指標の相関（事例表）

指標	(a) 経営地面積				(b) 農家所得額				(c)(その他)	(1)(2)の計
	5反以下	5~10反	10~20反	20以上	30万円以下	30~50万円	50~70万円	70~100万円		
(1) 家族人口	1人 2人 3~4人 5~6人 7人									
(2) 労働人口	1人 2人 3~4人 5~6人 7人									
(a)~(c)の計										

(1) 家族人口(常住世帯員数)を家族規模に区分する

(2) 労働人口(16才以上家族人口、正確には65才以上を省く)の規模別区分

(a) 経営地面積を規模別に区分する

= 土地の規模

(b) 農家所得額(あるいは現金粗収入額)の規模別区分

= 経済の規模

以上の指標の規模別区分の基準は調査対象の事情によって決める。

(a)~(c)の指標も、農業事情や、入手できる資料により選択する。

(1)、「農家」を単位とした農業構造を知るには、何れも共通した近代化の方向が想定されよう。したがって、農家構成の動向から問題としている地域の農業構造の近代化段階が判断できるであろう。

調査時点を異にしたセンサス調査の個票が必要である。望月町には昭和三八、三九年度(各年の二月一日調査)の「農業基本調査」結果表があつた。全町についての集計は完了していないため、また全町分の加工集計は間に合わないのと、その調査表の中から二、三の集落を抜きだしして、以下若干の検討を試みる。

集計は標本三集落(約一六〇戸)について行ない、二時点の調査から一カ年間の動向をみると、

「農家」の規模指標のうちの A<sub>3</sub> 経営規模(耕地面積)と組織指標のうちの B<sub>3</sub> 所得構成(専兼業労力)をかけた。これによつて農家構成の動きがわかる。B 表は「農家」を構成する三要因全体の動向を示している。農家人口、労働人口が漸減している中で、就業者数は逆に増加してい

る。したがつて、農家構成の動向から問題としている地域の農業構造の近代化段階が判断できるであろう。

第7表 標本集落の概況（集計戸数159戸）

## B 人口、労働、土地の動向

指標	38年	39年	増減
現住人口	男	384人	(+)16
	女	389	(-)8
	計	773	(-)24
労働人口	男	204人	(-)2
	女	216	(-)10
	計	420	(-)12
就業者	農業	385人	(-)26
	非農業	46	(+)29
	計	431	(+)(3)
耕地面積	1,226.7反	1,141.5	(-)85.2

## A 基本階層構成

(単位:戸)

指標	38年	39年	増減
土地規模	~5反	33	30 (-) 3
	5~10	85	86 (+) 1
	10~15	29	37 (+) 2
	15~20	2	6 (+) 4
労働規模	0人	3	5 (+) 2
	1	9	9 -
	2	83	81 (-) 2
	3	35	40 (+) 5
業別	4~	31	26 (-) 5
	5~	12	24 (+) 12
B <sub>a</sub> 専業	77	40	(-)27
B <sub>a</sub> 第1兼業	70	95	(+)25
B <sub>a</sub> 第2兼業	12	24	(+)12

る。土地要因も減っている。問題は、就業者の就業構造の変化と「農家」構成要因の増減の態様をより明らかにすることである。第8表は、耕地の増減と労力(就業者)の増減とを「農家」単位で観察した結果である。土地・労力要因総計の減少は僅かであるが、農家単位でみればかなり激しい動きをしていることがわかる。ノート(1)で述べたように本町では農業経営階層の再検分野はまだみるべきところまで進展していないか、「農家の兼業化」というかたちで、農民層の分解はここ数年来急速に進んできている。専業農家層は一年間に三九%に減少している点(第9表)は注目される動きである。専業農家の減少、兼業農家の増加は当然乍ら兼業就業者の増加によっておこる。どのような兼業者が増加したかは第10表で表示した。貢労機、日傭、林業

第8表 「農家」構成要因の増減(38~39年)

指標	戸数	増減実数
① 耕地	増加	42
	減少	83
	変化なし	34
② 就業人口	増加	39
	減少	31
	変化なし	92
③ 兼業人口	増加	58
	減少	16
	変化なし	88

注 ①は159戸について、②, ③は新設3戸を含む162戸についての集計。

従事の兼業就業者が急増している。主業・副業を含めた農業就業者はこの間に減少していないから、この一年間に農家家族労力の稼働量はかなり増大したとみられる。すなわち、農家所在労働力の労働強化を伴い乍ら分解をはじめている。

以上、ごく僅かな側面から

第9表 専・兼業階層の動き(38~39年)

	38	39	専業	兼I	兼II	計	百分比
専業		31	45	3	79	49	43
兼I	9	51	10	70	8	—	—
兼II	1	—	12	13	—	—	—
計	41	96	25	162	100	—	—
百分比		25	59	16	100	—	—

間の間にも相当な激しい変化をしていることがうかがわれる。

こうした、農家階層構成の動きが今後どのように展開していくかが農業構造問題としては重要な課題である。農家戸数とその構成の将来予測は計測に利用できるようない資料があれば、ノートで述べたような方法で推計ができるが、町村で得られる既存資料には必ずしも推計法が適用できない場合もある。そのような場合には、各農家自体の行動方針を「農家意向調査」のなかで調べれば明らかにできよう。しかし、普通の「農家センサス調査」結果だけしか資料を得られないとすれば、「農家」

第10表 兼業就業者の増加

職種別	年次	38年		39年		（単位：人）
		主	副	主	副	
被	労	7	7	14	18	30
被	勤員	14	10	24	23	25
被	役	1	2	3	4	4
被	出日	2	6	8	—	5
被	計	7	27	34	10	51
		31	52	83	55	115
被	自	—	—	6	6	15
被	業	—	—	2	2	1
被	内	—	—	1	—	4
被	サービス	15	9	24	20	29
被	業	15	18	33	20	49
被	計	46	70	116	75	164
合	計	46	70	116	75	164

構成要因例えれば家族労力構成によってある程度の推定が可能であろう。標本農家一五九戸についてみると、昭和三八年に一五八歳の年令層の男女人口は五三名（うち男三五名）である。そういう若年労力のいる農家は確かに四三戸（男女とも三戸、男子だけ二七戸）であった。また老年層（六〇才以上）以上上の家族労力構成の農家が一三戸あり、その中で若年労力のない農家が九戸であった。この九戸は数年後には家族労力の枯渇

してしまった可能性のある農家であって、標本集落を単位として考えた場合に、農戸数変動の具体的な要因をもつた農家とみなしてよいであろう。この問題を農業構造改善計画と結びつけて検討しようとすると、たんに一定地域を単位とした総数量的なかたちの実態把握では不十分であって、計画地盤（地区）内のどの農家がどうなる、どういう労力がどうなる、というかたちで実態をつかまねば有効でない。それには、全体的統計数値の変動だけでなく、地域内の個々の農家の家族・労力構成につづつについての吟味を行ない、その積み重ねを全体の姿としてつかまえる方法が必要である。

い、特定地域の農戸数減少（＝農家－非農家）の経路として、一般的には専業→兼I→兼II→非農家というコースが考えられる。本町の事例でみると、ノート（第12表）で示したように兼業→非農家の変化の方が専業→非農家よりもはるかに多い。したがって、兼業農層は農家が非農家へ転化する一つの給源と考えられる。本町は最近に至り急速に兼業化が進展しているが、このことは農戸数減少への動きの一つの条件が形成されてきていると判断してよからう。しかし、問題は兼業化の変化の構造の如何である。或は兼業農家の持続性の如何である。この点を一年間の動きではなくに五ヵ年間（昭和三四～三九年）の動きについて観察してみよう。標本戸数は資料及び加

第11表 専業農家の兼業化  
A 34～39年の兼業化（戸数）

年次 区分	34年			
	37	38	39	
専業	50	46	37	31
兼I	(10)	(8)	(28)	(31)
兼II	(12)	(20)	(7)	(10)
兼業	22	29	35	41

注 34・37年の調査と38・39年の調査とでは兼I・兼IIの区分の仕方に若干の相異があるので、正確には比較できないので（ ）をついた。

B 34～39年の階層間の移動（戸数）

34	39			計
	専業	兼I	兼II	
専業	27	21	2	50
兼I	4	5	1	10
兼II	—	5	7	12
計	31	31	10	72

工作業の制約があつたので七戸であるが、第11表がその概況である。五ヵ年間に兼業農家は倍加している。しかしその変化の内容をみると、(i) 兼業化がほとんど兼Iにとどまっていて、兼IIへの転化は少ない。(ii) 三四四年、三九年の二時点の調査では、兼業農家が二戸から四戸に増加し、その差は(+)一戸である。しかし、内容は専業層から二三戸兼業化し、兼業層から四戸専業化している。(iii) そして、三四四年に兼II層であった二戸中七戸は依然として兼II層に止どまっている。このような内容をみると、標本集落の兼業化の進展にはまだ農家→非農家といふ動きの条件があまりとていていないといえよう。事実、標本集落ではこの期間に分家による新設農家が一戸増加しただけ

いる原因は何か、が問わなければなるまい。

(3)、農家人口、農業労働人口の減少傾向は望月町全体についてみられる。ノート(1)においては人口・労力の減少経過を基準に将来予測の一方法を示した。

年 次	(単位:人)				
	34	37	38	39	34~39 減 少
1. 常住人口	男	176	169	178	164
	女	193	175	177	172
	計	369	344	355	336
2. 労働人口	男	110	112	90	82
	女	125	113	96	94
	計	235	225	186	176
3. 耕地面積		612.7	600.0	558.4	595.2
					17.5

第12表 人口・労力の減少

## A 標本地区の総数の動き (72戸)

項目	34	37	38	39	(単位:人)	
					34~39 減 少	
1. 常住人口	男	176	169	178	164	12
	女	193	175	177	172	21
	計	369	344	355	336	33
2. 労働人口	男	110	112	90	82	18
	女	125	113	96	94	21
	計	235	225	186	176	59
3. 耕地面積		612.7	600.0	558.4	595.2	17.5

## B 人口・労力の増減した農家

区分	戸数	34~39 年の人数		増減
		34年	39年	
家族減少農家	31	178	123	(-)55
家族増加農家	14	63	85	(+)12
労力減少農家	40	151	84	(-)67
労力増加農家	8	24	32	(+) 8

## C 人口・労力増減農家の関係 (34~39年)

労力 人口	増 加	不 变	減 少	計	
				34~39 年	34~39 年
人 増 不 減	—	5	9	—	14
加 变 少	5	8	14	—	27
人 增 不 減	3	11	17	—	31
計	8	24	40	—	72

で、農家の減少はみられなかった。  
すなわち、標本調査集落の農業構造の変遷は、一般的にいわ  
れる、農業労働要因だけの減少が先行して、農家要因の減少が  
それに伴わない、といえそうである。しかし、このような矛盾  
した状態が今後何時までつづくか、或は農家要因が固定化して

人口・労力といった構造要因は、地域単位の総量の増減だけを  
明らかにできても、実情を十分に究明したとはいがたい。と  
くに農業構造改善計画といった実践的課題の解明には物足りな  
意味をもっている。耕地・人

標本調査(ヒ二戸)の結果を人口・労力・耕地について時系

列のかたちで示すと第12表Aのようになる。三四～三九年の二時点を比較すると、現在人口は九多減、労働人口は二四多減、耕地面積は三多減である。何れもさほど激しい減少傾向ではないと判断されるかも知れない。

この標本調査地区で五カ年間に五八人の農家家族労力が減少したことがこの地区的農業生産及び農家所得にどれだけの影響を与えてきたかはただに速断できないが少なくとも地区単位の観察では知られない問題が潜在していることだけは推察されよう。というのは、二時点の差引増減はこの期間内の変動現象の最終結果だけを示している過ぎない。現実の動きは、人口・労力の増加した農家と減少した農家及び変化のない農家が存在し、減少した農家がより多く、

またその減少量の方が増加量より多いために、差引して家族人口の減少となつたのである。標本調査についてのそうした事情は第12表Bの通りである。家族人口の減少三三人は、増加一二人、減少五五人の差引きであつて、五五人の減少は三一戸の農家について現われたことである。七二戸中の三一戸が人口減少農家であり、一戸当り一・八人の減少ということになる。同様のことを労働人口についてみると、差引き五五人の減少は六七人の減と八人の増との結果で、減少農家は四〇戸である。すなわち一戸当り一・七人の労力が減つたことになる。この四〇戸の農家の労力減少の意味は非常に大きいであろう。また家族

人口と労働人口の増減関係を農家単位に観察したのが第12表Cであるが、家族人口の増減と労働人口の増減とが必ずしも相関していないといえよう。

標本調査集落を、農業構造改善計画地区とした場合、第12表Aのような観察にとどまるならば、この地区的農業構造変化的実態を十分に明らかにできたとはいえないのではないか。少なくともB・Cの分析を行ない、更に人口・労力（土地）等の構成要因の変動した農家層が、どのような農家であり、その変動のもたらした、農業經營或は農家経済への影響を追求することが必要であろう。

このノートの分析は、資料の制約があつてそこまで報告することができない。けれども、従来の多くの観察が、静態的であり、また地域単位の総量観察に止まり、更に農家層を問題にしても、基本的階層指標による区分のたんなる比較を出ないものであつたことに對して、このノートの事例が少しでも地域農業構造の実態把握の問題点について、寄与するところがあれば幸いである。